Japan. Endless Discovery.

（公財）日本賃貸住宅管理協会会員の皆さまへ

日管協

民泊事業・宿泊事業への
関心が高まっています！！

＼簡易宿所事業者・民泊事業者を守る／

簡易宿所賠償責任保険
民泊賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款 施設所有管理者特約条項 個人特約条項 民泊施設宿泊時限定追加条項（個人特約用）他

日本賃貸住宅管理協会の
簡易宿所賠償責任保険・民泊賠償責任保険なら、

充実の補償内容で安心♫

保険期間　▸ 2025年12月1日午前0時～2026年11月30日午後12時
※中途加入の場合、加入申込み月の翌月1日から

募集締切日 ▸ 2025年11月20日 それ以降は、中途加入となります。

（公財）日本賃貸住宅管理協会

簡易宿所保険・民泊保険(※)とは？

民泊や簡易宿所運営にかかわる損害賠償責任をカバーします。
施設の構造上の欠陥や管理の不備による賠償リスクに加えて、
外国人旅行者などのゲストが設備を壊したり、
近隣住民へ迷惑をかけた際の賠償リスクをまとめて補償します。

簡易宿所保険・民泊保険(※)の特長

対象となる施設

1.旅館業法(1948年法律第138号)の簡易宿所の許可を得る
2.国家戦略特区法(2013年法律第107号)(特区民泊)の認定を得る
3.住宅宿泊事業法の届出を行う
のいずれかの方法によるものが対象となります。

01 ゲストも守るので、ホストも安心できます

ゲストが原因となる事故については、ホストに損害賠償責任がなくても、
ホストへのクレーム等に繋がる恐れがあります。
ゲストが負う損害賠償もカバーしますので、ホストが安心できます。

▶ 住宅宿泊事業法の届出による民泊の例

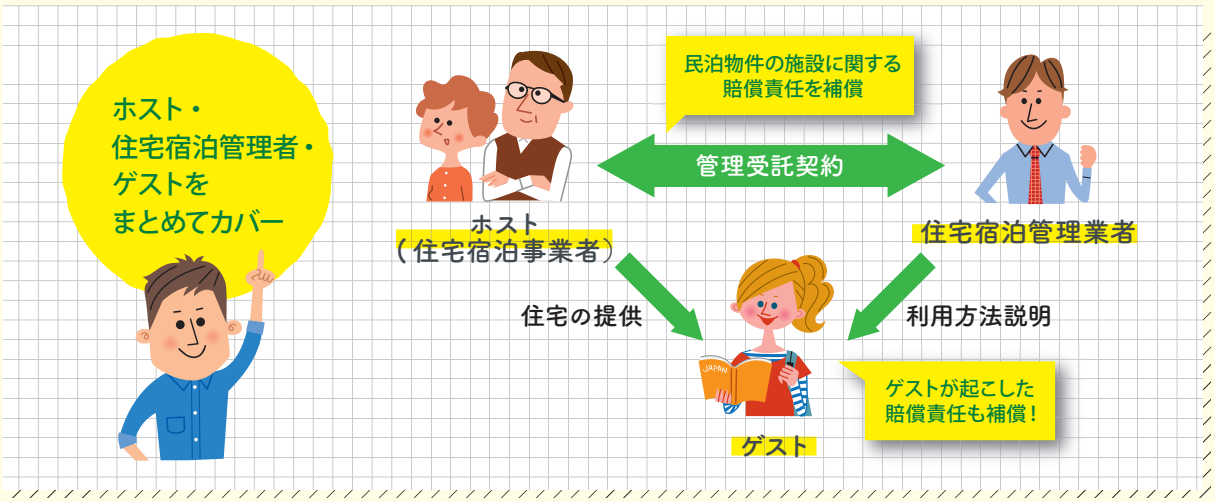

02 ゲストに代わって保険会社が示談交渉します

ゲストが損害賠償責任を負った場合、
ゲストに代わって保険会社が相手の方と示談交渉します。
ゲストが什器等を破損した場合(被害者がホストの場合)、
ゲストではなく保険会社との交渉により解決できます。

(注) ホスト・住宅宿泊管理業者等が負う損害賠償責任については、示談交渉サービスはありません。

03 事故対応において、20か国語の多言語対応が可能

**事故解決にあたり、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、
タイ語、ベトナム語、インドネシア語、マレー語、タガログ語、ネパール語、
フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、ミャンマー語、クメール語、
モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語での対応ができます。**
(注) 逐次通訳(電話通訳)による3者間通話が主になります。

(※)簡易宿所保険:簡易宿所賠償責任保険
民泊保険:民泊賠償責任保険
を指します。

保険料（保険期間1年）

対象となる施設の戸室数のみで保険料計算

全物件が対象なので加入モレなし

補償限度額	年間保険料（民泊物件1戸室あたり）
1事故 **1億円**（注1）（注2） （保険期間中限度額なし）	①住宅宿泊事業法に基づく民泊 （年間提供日数：180日以内）・・・**5,500円** （年間提供日数：120日以内）・・・**3,770円**（注3） ②旅館業法・特区に基づく民泊・簡易宿所 （年間提供日数制限なし）・・・**7,830円**

（注1）ホスト・住宅宿泊管理業者が負う賠償責任（施設所有管理者特約条項）、ゲストが負う賠償責任（個人特約条項）それぞれに適用されます。
（注2）物件が借用施設である場合、ホスト・住宅宿泊管理業者がその貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、1事故3,000万円が補償限度額となります。
（注3）条例等により営業日数の制限がされており、年間120日を超える営業ができない場合にかぎり選択可能です。
（年間120日を超える営業ができる戸室がある場合には選択できません）
※毎月末過去1年間の以下の平均戸室数から年間保険料を計算します。
①住宅宿泊事業法に基づく民泊：住宅宿泊事業法の届出を行った戸室数
②旅館業法・特区に基づく民泊・簡易宿所：旅館業法の許可を得た戸室数＋国家戦略特区法（特区民泊）の認定を得た戸室数

▶ 加入例

①住宅宿泊事業法に基づく民泊：100戸室　②旅館業法・特区に基づく民泊・簡易宿所：10戸室
→5,500円×100＋7,830円×10＝628,300円

補償内容（事故例）

被保険者	損害賠償の相手	事故事例
ホスト・住宅宿泊管理業者等	第三者への賠償 （施設所有管理者特約条項）	ゲストが連日室内で騒いだため、近隣住民が騒音による精神疾患（疾病）を患い、ホストに責任が発生した。
	ゲストへの賠償 （施設所有管理者特約条項）	施設の管理不備によりゲストが怪我をした。
	借用施設への賠償 （施設所有管理者特約条項）	住宅宿泊管理業者の社員が作業中に借用施設の備品を壊してしまった。
ゲスト	第三者への賠償 （個人特約条項）	ゲストがお風呂のお湯を出しっぱなしにしたため、湯船からお湯があふれ階下の部屋を汚損してしまった。 （ゲストに代わり保険会社が被害者と示談交渉） 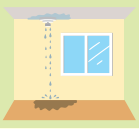
	宿泊戸室内財物への賠償 （個人特約条項）	ゲストが宿泊部屋の備品や壁を壊してしまった。 （ゲストに代わり保険会社が被害者と示談交渉）
	ホストへの賠償 （個人特約条項）	ゲストが宿泊部屋から失火させ、宿泊約款等契約に基づく原状回復義務を負った。 （ゲストに代わり保険会社が被害者と示談交渉）

※ゲストが負う損害賠償責任については、ゲストに代わって保険会社が相手の方と示談交渉します。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

▶商品の仕組み ： この商品は賠償責任保険普通保険約款に施設所有管理者特約、個人特約等をセットしたものです。
▶保険契約者 ： 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会
▶保険期間 ： 2025年12月1日午前0時から1年間となります
▶募集締切日 ： 2025年11月20日
▶引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等 ： 引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者 ： 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会の会員
被保険者 ： 【ホスト・住宅宿泊管理業者等が負う賠償責任（施設所有管理者特約条項）】 会員（住宅宿泊管理業者等）、ホスト（住宅宿泊事業者等）
【ゲストが負う賠償責任（個人特約条項）・民泊施設宿泊時限定追加条項（個人特約用）】会員が管理する民泊施設に宿泊する者（ゲスト）
お支払方法 ： 2025年11月20日(木)までに、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会事務局までお振込ください。
お手続方法 ： 加入依頼書に必要書類にご記入のうえ、公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会事務局までご送付ください。
中途加入 ： 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は、受付日の翌月1日から2026年11月30日午後12時までとなります。
保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の前月20日（着金）までに事務局までお振込ください。
中途脱退 ： この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口の事務局までご連絡ください。
団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

▶満期返れい金・契約者配当金 ： この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入の流れ

STEP1
見積依頼書の必要事項を満たし、日管協事務局にご連絡ください。
①メール kanri@jpm.jp
②FAX 03-6265-1556

STEP2
日管協事務局から見積書と加入依頼書を送付します。

STEP3
見積書の内容に誤りがないかご確認のうえ、加入依頼書のご送付と保険料のお振込をお願いします。

補償の内容（保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合）

この保険は、被保険者が、日本国内で、偶然な事故により他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
(注1)法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。
(注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。
(注3)保険期間の開始時より前に発生した事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

会員・ホストが負う賠償責任（施設所有管理者特約条項）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
この保険では、事務所、店舗、工場等さまざまな施設の所有者や管理者、またはイベントの主催者等の監督者が、①施設の構造上の欠陥や管理上の不備が原因で生じた事故、②施設内外で行う生産・販売・サービス業務等の業務遂行に関連して生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 保険金をお支払いする損害の範囲は下記のとおりです。 ①損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料、修理費等） ②他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その 権利の保全または行使に必要な手続をするために支出した費用 ③損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用 ④訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用 ※損保ジャパンの承認を得て支出した費用にかぎります。 ⑤損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用 ⑥他人の身体の障害や財物の損壊について、損害の発生および拡大の防止に努めた後に、賠償責任がないことが 判明した場合に、損害の発生および拡大の防止に努めた ことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため支出した費用 1回の事故について、損保ジャパンが支払う損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額（自己負担額） を超過する金額とし、加入者証に記載された保険金額を限度とします。 なお、④の費用については、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。	【賠償責任保険普通保険約款の免責事由】 ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任 ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など 【賠償責任保険追加条項の免責事由】 ①原子核反応または原子核の崩壊 ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性 ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 ④専門職業危険 ・医療行為、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、医薬品等の調剤、身体の美容または整形に起因する賠償責任 ・弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、税理士、建築士、設計士、土地家屋調査士、司法書士、行政書士、獣医師その他これらに類似の者が行う専門的職業行為に起因する賠償責任

保険金をお支払いする主な場合（つづき）	保険金をお支払いできない主な場合（つづき）
＊修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	⑤記名被保険者が所有、使用または管理する財物(注)の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 (注)『管理財物』といい、以下のアからウに限定されています。 ア.記名被保険者が所有する財物 イ.記名被保険者が他人から受託している財物（借用財物、支給財物、販売・保 管・運送受託物、作業受託物をいいます。） ウ.所有財物および受託財物以外の作業の対象物 ⑥サイバー攻撃により生じた事由に起因する損害（オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます） など 【施設所有管理者特約条項の免責事由】 ①施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ②航空機、昇降機もしくは自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。）の所有、使用もしくは管理(貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。)に起因する賠償責任または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任 ③屋根、樋(とい)、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ④仕事の終了後（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後）または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。 ⑤被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任 ⑥支給財物の損壊に起因する賠償責任 ⑦次のアからウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任 ア.記名被保険者の役員または使用人 イ.記名被保険者の下請負人 ウ.記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など

ゲストが負う賠償責任（個人特約条項）・民泊施設宿泊時限定追加条項（個人特約用）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者(※)が宿泊の目的をもって民泊施設に到着した時から退出した時までの間に発生した民泊施設内において生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 【損害賠償金】 相手の方に支払うべき損害賠償金（ただし、1回の事故につき加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。免責金額はありません。） 【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用（弁護士報酬を含みます。） （ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。） 【その他の費用】 応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用 など (※)この特約における被保険者は、次の①および②に該当する方となります。 ①民泊施設に宿泊する方 ②民泊施設に宿泊する方が未成年者または責任無能力者の場合は、その被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①に規定する方を監督する方(その被保険者の親族にかぎります。)。ただし、①に規定する方に関する事故にかぎります。 (注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。	①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任。ただし、被保険者が滞在する民泊施設の客室(客室内の動産を含みます。)に与えた損害を除きます。 ⑦貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、動物その他これらに類する財物の損壊に起因する賠償責任 ⑧被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑨被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する賠償責任 ⑩自動車・原動機付自転車等の車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、航空機、船舶または、銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑪被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
民泊施設	旅館業法（1948年法律第法律第138号）に基づき許可を受けた簡易宿所、 国家戦略特別区域法（2013年法律第107号）に基づき認定を受けた施設 もしくは住宅宿泊事業法（2017年法律第65号）に基づき届出した保険証券記載の施設をいいます。 また、この民泊施設の建物内を含みます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

❶ クーリングオフ

この保険は、団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

❷ ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等(※)の加入状況
★保険料算出の基礎数字
（※）「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

❸ ご加入後における留意事項

●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
●保険金の請求状況等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

❹ 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。
＊中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

❺ 事故がおきた場合の取扱い

●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
（注）ホストが負う賠償責任（施設所有管理者特約）には、示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。
●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
④損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票　など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など
⑤公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

❻ 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

❼ 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

❽ 保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

❾ 個人情報の取扱いについて

●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

①保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☑ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる契約
- ☑ 保険金額
- ☑ 保険期間
- ☑ 保険料、保険料払込方法
- ☑ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

②ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☑ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☑ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

③お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☑ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

（注）加入依頼書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることも併せてご確認ください。

ご加入を検討される方は必要事項をご記入のうえ、

メール または **FAX** にて **ご返信ください。**

メールまたはFAX受領後、日本賃貸住宅管理協会事務局から見積書と加入依頼書を送付します。

見 積 依 頼 書

（公財）日本賃貸住宅管理協会事務局行き　E-mail kanri@jpm.jp　FAX 03-6265-1556

貴社名		民泊届出戸数 ※戸数は毎月末過去1年間の平均をご記入ください。	①住宅宿泊事業法に基づく民泊　戸 下記、営業日数の制限にチェックをしてください 180日以内　120日以内 ②旅館業法・特区に基づく民泊・簡易宿所　戸
所属部署			
ご担当者名			
貴社住所			
電話番号		メールアドレス	

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

▶保険契約者・制度運営者 **公益財団法人日本賃貸住宅管理協会**

〒100-0005　東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー 18F

TEL：03-6265-1555　FAX：03-6265-1556（受付時間 ：平日の午前10時から午後5時まで）

▶取扱代理店 **有限会社アート企畫社**

〒103-0014　東京都中央区日本橋蛎殻町2-10-10 Parkビル2F

TEL：03-6661-6572　FAX：03-6661-6573（受付時間 ：平日の午前9時から午後5時まで）

▶引受保険会社 **損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第一課**

〒160-8338　東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL：050-3808-5528　FAX：03-6388-0160（受付時間 ：平日の午前9時から午後5時まで）

▶保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ〕0570-022808＜通話料有料＞

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

▶事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター　0120-727-110（受付時間：24時間365日）

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

SJ25-08238　（2025/10/08）